

経営会議の内容

件 名	大和市火災予防条例の一部改正（催しにおける消火器の準備）について
所 管 部	消防本部
日時・場所	平成２６年　５月２９日（木）　　９：００～　　９：２５　政策会議室
出 席 者	市長、副市長、教育長、病院長、市長室長、政策部長、総務部長、市民経済部長、環境農政部長、健康福祉部長、こども部長、文化スポーツ部長、街づくり計画部長、都市施設部長、病院事務局長、教育部長、消防長、議会事務局長、予防課長
提 出 理 由	消防法施行令等の一部改正に伴い、大和市火災予防条例に多数の者の集合する催しにおける消火器の準備に関する規定を設けるにあたり、その内容について了承を得るため
会議経過	【主な意見等】 ・多数の者の集合する催しの中には、地域での催しも該当するのか。 （所管部）一時的に一定の場所に人が集合することにより混雑が生じるなど、火災が発生した場合に危険性が高まる催しであって、例示されている祭礼、縁日、花火大会、展示会のように一定の社会的広がりを持つものを指す。また、集合する者の範囲が個人的つながりに留まる場合（近親者によるバーベキュー、幼稚園で父母が主催するもちつき大会のように相互に面識がある者が参加する催しなど）は対象としない。 ・条例施行後、消火器の準備状況を確認する管理パトロールはどのように行っていくのか。 （所管部）全ての催しを把握するのは難しいが、大規模な催しにおいては、準備段階から、開催中までパトロールを行っていききたい。 ・準備する消火器は、対象器具によって違いがあるのか。 （所管部）省令に基づいた消火器の準備をお願いしていくが、業務用の基準を満たしている消火器であれば認めていく。
会議結果	案のとおり、進めていく。